参考資料

令和6年第3回三豊市議会定例会 提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第94号関係 ・・・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について	2
・議案第95号関係 三豊市国民健康保険条例の一部改正について	5
・議案第96号関係 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	6
・議案第97号関係 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	7
・議案第98号関係 ・・・	9

【議案第94号関係】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整 理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号) 一部改正

改正後	改正前					
(定義)	(定義)					
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の					
意義は、当該各号に定めるところによる。	意義は、当該各号に定めるところによる。					
(1) 略	(1) 略					
(2) 特定個人情報 法 <u>第2条第9項</u> に規定する特	(2) 特定個人情報 法 <u>第2条第8項</u> に規定する特					
定個人情報をいう。	定個人情報をいう。					
(3) 個人番号利用事務実施者 法 <mark>第2条第13項</mark> に	(3) 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第12項</u> に					
規定する個人番号利用事務実施者をいう。	規定する個人番号利用事務実施者をいう。					
(4) 情報提供ネットワークシステム 法 <mark>第2条第</mark>	(4) 情報提供ネットワークシステム 法 <u>第2条第</u>					
<u>15項</u> に規定する情報提供ネットワークシステム	<u>14項</u> に規定する情報提供ネットワークシステム					
をいう。	をいう。					
(5) (6) m/s	(5) (6) m/s					
(5) • (6) 略	(5)・(6) 略					

【第2条関係】 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せ

て雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第

313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条

第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の

控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定に

より控除すべき金額(以下この条において「寄附金

税額控除額」という。)の控除を受けようとするも

改正後	改正前				
(市民税の申告)	(市民税の申告)				
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15				
日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申	日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申				
告書を市長に提出しなければならない。ただし、	告書を市長に提出しなければならない。ただし、				
法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支	法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支				
払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義	払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義				
務がある者から1月1日現在において給与又は公的	務がある者から1月1日現在において給与又は公的				
年金等の支払を受けている者で前年中において給	年金等の支払を受けている者で前年中において給				
与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外	与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外				
の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所	の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所				
得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除	得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除				
額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小	額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小				
規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、	規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、				
地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別	地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別				
控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額	控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額				
が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の	が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の				
2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にす	2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にす				
る配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であ	る配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であ				
るものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないも	るものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないも				
のに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4	のに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4				

(別表)による申 ない。ただし、 定により給与支 書を提出する義 て給与又は公的 [年中において給 に係る所得以外 年金等に係る所 社会保険料控除 のを除く。)、小 保険料控除額、 額、配偶者特別 の合計所得金額)の法第314条の と生計を一にす 95万円以下であ ·に該当しないも 若しくは法第314条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せ て雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の 控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定に より控除すべき金額(以下この条において「寄附金 税額控除額」という。)の控除を受けようとするも

のを除く。以下この条において「給与所得等以外 の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第 2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の 上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この 限りでない。

2~8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると 認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該 該当することとなった日から10日以内に、その名 称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は 事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所 又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)**第2条第16項**に規定する 法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当 該該当することとなった日その他必要な事項を申 告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4 項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

- 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条 の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の 申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎 年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出 書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定 する個人番号をいい、当該書類を提出する者の 同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産 税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に 規定する法人番号をいう。以下固定資産税につ いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)~(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると 認めるものについては、種別割を減免する。

(1)~(4) 略

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようと 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようと する者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等に ついて減免を受けようとする税額及び次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を 証明する書類を添付し、これを市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 略
 - (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若 しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人 番号(行政手続における特定の個人を識別する)

のを除く。以下この条において「給与所得等以外 の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第 2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の 上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この 限りでない。

2~8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると 認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該 該当することとなった日から10日以内に、その名 称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は 事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所 又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する 法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当 該該当することとなった日その他必要な事項を申 告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4 項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

- 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条 の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の 申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎 年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出 書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定 する個人番号をいい、当該書類を提出する者の 同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産 税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に 規定する法人番号をいう。以下固定資産税につ いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) \sim (4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると 認めるものについては、種別割を減免する。

(1)~(4) 略

- する者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等に ついて減免を受けようとする税額及び次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を 証明する書類を添付し、これを市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 略
 - (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若 しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人 番号(行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律第2条第5項に 規定する個人番号をいう。以下この号及び次条 において同じ。) 又は法人番号(同法第2条第16 **項**に規定する法人番号をいう。以下この号にお いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所 の所在地及び氏名又は名称)

(3)~(6) 略

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当す る土地又はその取得のうち、市長において必要が あると認めるものについては、その所有者又は取 得者に対して課する特別土地保有税を減免するこ とができる。

(1)~(3) 略

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受 けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げ る事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出し なければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番 号(行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第2条第16項に 規定する法人番号をいう。以下この号において 同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住 所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開 始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申 告しなければならない。申告した事項に異動があ った場合においては、直ちにその旨を申告しなけ ればならない。
 - (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏 名又は名称及び個人番号(行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 以下この号において同じ。)又は法人番号(同条 第16項に規定する法人番号をいう。以下この号 において同じ。)(個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所又は事務所若しくは事 業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

ための番号の利用等に関する法律第2条第5項に 規定する個人番号をいう。以下この号及び次条 において同じ。) 又は法人番号(同法第2条第15 項に規定する法人番号をいう。以下この号にお いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所 の所在地及び氏名又は名称)

(3)~(6) 略

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当す る土地又はその取得のうち、市長において必要が あると認めるものについては、その所有者又は取 得者に対して課する特別土地保有税を減免するこ とができる。

(1)~(3) 略

- けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げ る事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出し なければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番 号(行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第2条第15項に 規定する法人番号をいう。以下この号において 同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住 所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開 始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申 告しなければならない。申告した事項に異動があ った場合においては、直ちにその旨を申告しなけ ればならない。
 - (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏 名又は名称及び個人番号(行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 以下この号において同じ。)又は法人番号(同条 第15項に規定する法人番号をいう。以下この号 において同じ。)(個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所又は事務所若しくは事 業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

【議案第95号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第12条 市は、世帯主が法 第9条第1項若しくは第5 項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をし</u> た	第12条 市は、世帯主が法 <u>第9条第1項若しくは第9</u> 項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出</u> をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定に
場合においては、その者に対し10万円以下の過 料に処する。	より被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。

【議案第96号関係】

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市 条例第21号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の 提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込 みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用 申込者」という。)に対し、第20条に規定する運 営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定に より支払を受ける費用に関する事項その他の利用 申込者の教育・保育の選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当 該提供の開始について利用申込者の同意を得なけ ればならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出が 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出が あった場合には、前項の規定による文書の交付に 代えて、第5項で定めるところにより、当該利用 申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事 項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付した ものとみなす。
 - (1) 略
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体 をいう。)

をもって調製す るファイルに前項に規定する重要事項を記録 したものを交付する方法

3~6 略

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保 育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員 の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の 特定教育・保育施設の選択に資すると認められる 重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接 続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信 されることを目的として公衆からの求めに応じ自 <u>動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送</u> に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供し なければならない。

改正前

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の 提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込 みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用 申込者」という。)に対し、第20条に規定する運 営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定に より支払を受ける費用に関する事項その他の利用 申込者の教育・保育の選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当 該提供の開始について利用申込者の同意を得なけ ればならない。
- あった場合には、前項の規定による文書の交付に 代えて、第5項で定めるところにより、当該利用 申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事 項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付した ものとみなす。
 - (1) 略
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ れらに準ずる方法により一定の事項を確実に 記録しておくことができる物をもって調製す るファイルに前項に規定する重要事項を記録 したものを交付する方法

3~6 略

(掲示)

第23	3条 /	持定	教育	• 保	育施認	とは、	当計	该特	定教	育	• 保
育	施設	の見 [、]	やすり	ハ場	所に、	運賃	常規和	怪の	概要		職員
T.	勤務の	の体制	制、	利用	者負担	旦その)他(の利	用申	込	者の
朱	定教	育・作	保育	施設	の選打	尺に資	です.	ると	認め	5	れる
重	要事	項を	揭示	しな	ければ	Ĭ					
		12	らなり	ر ب _ا							

【議案第97号関係】

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号) 一部 改正 新旧対照表(抄)

改正後

(職員)

(職員)

- 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医 及び調理員を置かなければならない。ただし、調 理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又 は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を 搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員 を置かないことができる。
- 該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上と する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね15人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 略

(職員)

- 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小 規模保育事業所B型」という。)には、保育士その 他保育に従事する職員として市長が行う研修(市 長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研 修を含む。)を修了した者(次項において「保育従 事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなけれ ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する 小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定によ り搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区 分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) • (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね15人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ し、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内 保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医 及び調理員を置かなければならない。ただし、調 理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又 は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を 搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員 を置かないことができる。

改正前

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上と する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね20人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
 - 3 略

(職員)

- 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小 規模保育事業所B型」という。)には、保育士その 他保育に従事する職員として市長が行う研修(市 長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研 修を含む。)を修了した者(次項において「保育従 事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなけれ ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する 小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定によ り搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) • (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね20人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ し、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内 保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施

設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業 所にあっては、調理員を置かないことができる。

- 該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、 保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回 ることはできない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね15人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

- 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下の) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下の ものに限る。次条において「小規模型事業所内保 育事業」という。)を行う事業所(以下この条にお いて「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として市 長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その 他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項 において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調 理員を置かなければならない。ただし、調理業務 の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又 は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を 搬入する小規模型事業所内保育事業所にあって は、調理員を置かないことができる。
- じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以 上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね15人につ き1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね**25人**につき1人 略

設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業 所にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、 保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回 ることはできない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね20人につ
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

- ものに限る。次条において「小規模型事業所内保 育事業」という。)を行う事業所(以下この条にお いて「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として市 長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その 他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項 において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調 理員を置かなければならない。ただし、調理業務 の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又 は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を 搬入する小規模型事業所内保育事業所にあって は、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以 上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。) おおむね20人につ き1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
 - 3 略

【議案第98号関係】

香川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月15日香川県知事許可) 一部変更 新旧対照表(抄)

	変更後		変更前
別表第	第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)
1 略	{		1 略
2 資	格確認書等	の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 資	作格確認書等	の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4~6	略		4~6 略